

令和 2 年 5 月 2 9 日

○条例

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 4 号

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 6 3 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を次のように改める。

（令和 2 年 6 月に支給する市議会議員の期末手当に関する特例措置）

2 令和 2 年 6 月に支給する市議会議員の期末手当の額は、第 6 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 議長 1 0 0 分の 7 5
- (2) 副議長 1 0 0 分の 8 5
- (3) 議員 1 0 0 分の 9 0

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 5 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（令和 2 年 6 月 1 日から同年 8 月 3 1 日までの期間における市長等の給料に係る減額措置等）」を付し、同項を次のように改める。

2 令和 2 年 6 月 1 日から同年 8 月 3 1 日までの期間について市長等に対し支給する給料の月額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市長 第 3 条第 1 項第 1 号に定める額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額
- (2) 副市長 第 3 条第 1 項第 2 号に定める額の 1 0 0 分の 8 0 に相当する額
- (3) 教育長 第 3 条第 1 項第 3 号に定める額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額

附則第 3 項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、同項各号の給料の額が適用される場合における第 4 条、第 4 条の 3 及び第 5 条の規定による手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、第 3 条第 1 項各号に定める額とする。

附則第 4 項及び第 5 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。